

専修大学・社会科学研究所創立60周年記念公開シンポジウム

福島 利夫

一 伍賀報告の構成

- I なぜいま貧困が社会問題となったのか
- II 貧困論の戦後史
- III 『資本論』における失業と貧困の論理
- IV 『資本論』を現代の失業と貧困研究にどのように活かすか
- V 今日の雇用と働き方・働かせ方
- VI 今日の貧困（雇用と働き方の劣化、不安定化）への対抗

二 いくつかの論点

1. 「貧困」の登場の意味：上記のI・IIに関して

a. 背景としては、80年代後半からの日本の大企業の本格的多国籍企業への道の選択があり、国内の人件費（賃金など）その他のコスト削減を断行する方針に切り替えたことがある。終身雇用制や年功賃金制は余計な経費であると判断された。1995年に日経連が発表した「新時代の『日本的経営』」が具体的な指針であり、そこでは次のように、労働者が三つの類型に区分されている。①長期蓄積能力活用型グループ、②高度専門能力活用型グループ、③雇用柔軟型グループ。そのもとで、1999年に労働者派遣法の改定で、派遣の原則自由化という労働法制の規制緩和が行われたことが大きい。

b. 生活保障の土台である、「安定した雇用」と「生活できる賃金」という労働部面での所得分配（第1次分配）が不安定になったことが貧困の根本的な原因である。

c. 税・社会保障部面による所得再分配（第2次分配）の制度設計が、これまでは失業と転職を基本としないモデルで行われてきたために、失業保険や生活保護などを含めて生活保障システムが全体としてきわめて不十分である。これで困難が増幅される。

d. 2005年あたりから、こうした国民生活上の困難が、当初は「格差社会」という社会問題として浮上し、次に2008年あたりからは「貧困社会」として取り上げられるようになってきた。このなかで、『蟹工船』、さらには『資本論』への関心も呼び起こされてきた。

e. 2008年の世界恐慌の結果が突然の大量「派遣切り」という形で処理されることに対し

て、年末からの「年越し派遣村」（霞ヶ関・官庁街の前の日比谷公園で）という新しい運動が実現した。さらに、8月の総選挙による自公政権敗退・民主党連立政権樹立という社会改革の現実的可能性も生まれている。以上のような、貧困の広がりや深刻化のなかで、「貧困の可視化」が進行したと考えられる。

## 2. 「貧困」の概念

上記のⅡにおいて、「貧困化論争」についても述べられているが、「貧困」の概念についての整理が必要である。『資本論』でも、「貧困」が「抑圧、隷属、墮落、搾取」と併記されている。

また、現代における「貧困」の定義として、所得を基本としながらも、所得以外の貧困も含めて取り上げることが提起されている。タウンゼントの「相対的剥奪」、センの「ケイパビリティ（潜在的能力）」、「社会的排除」などである。貧困の予防・救済としても、所得保障（現金給付）だけでなく、社会サービス（現物給付）が必要となっている。民主党の政策への評価についても、この視点は重要である。例えば、子ども手当だけではなく、保育所増設が強調されねばならない。

## 3. 『資本論』における「貧困」の対抗論理

「変革主体形成」としての労働者階級の組織と運動という視点と、一方における「貧困」と他方における「発達」の視点が紹介されているが、これらについての現代的な展開が求められる。

## 4. 富と貧困との視点

「貧困」については、「富」との対立で取り上げることが必要である。この点では、日本よりもアメリカでの富裕層と貧困層の状態がきわめてわかりやすい。これは、今回の金融危機の結末でも同様である。マイケル・ムーアの最新作である映画「CAPITALISM : A Love Story」（日本語タイトルは「キャピタリズム マネーは踊る」。英語での Love というのは、銀行などのトップによるお金に対するもの。ただし、自分のお金だけではない。）のテーマはこの両者の対立の構図である。

また、日本では別の形でわかりやすくなっている。経団連の会長（現在は御手洗キャノン会長、その前は奥田トヨタ会長）が資本の人格化した存在として、大企業の利害をむきだしにした発言と行動をしている。

## 5. 失業・半失業と貧困との関係

この二つの関係を切り離すことはできないという報告者の見解には賛成である。ただし、相対的過剰人口の現代的展開としてどう整理するのかについては、さらに説明がほしい。

正規雇用と非正規雇用との二元論が実態にそぐわないとの見方もそのとおりである。この二極の格差や対立ではなく、資本（企業）との対立が基本であり、「勝ち組」とは資本のことである。

## 6. 労働時間等と所得等を二つの座標軸にした4象限

この整理方法はわかりやすい。

## 7. 失業の権利と失業の自由

働く権利だけではなく、失業の権利を提起していることは重要である。現在の日本では、「NOと言えない労働者」（湯浅誠による）が作りだされている。つまり、せっぱつまったの労働力の窮迫販売である。

## 8. 労働法、労働規制の必要性

労働力という商品の売買は、一般の商取引とは違うから、法律も契約一般を取り扱う民法や商法とは違う労働法が存在する。商取引では対等の立場であるが、資本と賃労働の関係では基本的に労働者側が弱い。それは、生産手段も、生活手段としてのお金も所有していないからである。

『資本論』では、工場法の成立、そして法の番人としての工場監督官という公務労働の大切さについても紹介している。

大学も含めての学校教育のなかで、キャリア形成ということが強調されるが、職業意識、技能修得、コミュニケーション能力養成だけではなく、労働者としての権利教育や消費者としての権利教育も必要となっている。労働契約、労働法、労働組合についての基礎知識は重要である。

## 9. 貧困と格差の諸相の整理

労働（雇用と賃金）：所得→消費と貯蓄→労働力の形成と再生産（精神的労働能力として教育、肉体的労働能力として健康・医療）→世代的再生産として結婚・出産・子育て  
将来の見通しとしての希望・意欲など